

第3回会議 次 第

令和6年7月31日(水) 第3会議室
10時30分～11時

1 開 会

2 市長（リーダー）挨拶

3 議 事

- ・ 現在の状況と今後の取組等について

4 閉 会

いわき駅前火災対応タスクフォース



タスクフォース
ホームページ

タスクフォース（TF）の概要等

目的

いわき駅前中心市街地の賑わい創出の歩みを止めない！

- いわき駅前中心市街地では、官民一体となって、ハード・ソフトの両面から賑わい創出に向けて取り組んでいる。そのため、火災による影響を低減するため、スピード感を持って課題解決に必要な対応策を検討・実施する。

焼損13棟（全焼5棟、半焼2棟、部分焼5棟、ぼや1棟）
り災テナント79（損害のあったテナント44）／り災証明書（7/29現在）申請46件、交付46件

構成

メンバー

市長・副市長	市長：リーダー、副市長（安藤副市長）：サブリーダー
市役所関係部署	産業振興部（事務局）、土木部、消防本部、生活環境部（アドバイザー）
産業界（オブザーバ）	いわき商工会議所 福島県中小企業家同友会いわき支部（アラート対応研究グループ等）

活動等

主な活動内容等（関連事項含む）

- | | |
|---|--|
| <ul style="list-style-type: none">□ 会議・実務者意見交換の実施□ 建物所有者との連絡調整（廃棄物撤去の働きかけ、法的規制等の情報提供、所有者間の仲介等） | <ul style="list-style-type: none">□ 支援制度や取組状況等の情報発信□ バリケード設置、ごみ捨て防止ポスター掲示□ 夜間防火指導、出張防火セミナー 等 |
|---|--|

第1回 会議の 概要

(6/4
開催)

メンバー間の情報共有・連携を深めながら、以下のような課題の解決方策実施にあたっての検討事項について、官民で対応等を検討する

課題とその解決の方向性		解決方策実施にあたっての検討事項
【当面の課題】 賑わい創出への影響を低減する	歩行者の安全確保と 周辺店舗への影響低減 (バリケード等の設置)	● バリケード等の設置（市道上の火災廃棄物を必要最小限で移動することを含む）について、廃棄物の所有者（ビルオーナー等）に了解いただくことが必要。 ● 設置準備（作業環境の整備、資材手配等）が必要。
【中長期的課題】 賑わい創出への影響をなくす	火災廃棄物撤去による 市道の通行止め解除や 更地化・事業再建	● 火災廃棄物の所有者が主体となって処理することについて、所有者間の合意形成が必要。 ● 上記を迅速化させる方策の検討が必要（所有者間の連携促進、手続き見える化、民間による募金やクラウドファンディングなど）。

第2回 会議の 概要

(6/25
開催)

第1回の会議以降の取組状況や情報収集した内容等について確認し、
今後の取組の方向性について共通認識を形成

当面の課題である
歩行者の安全確保・
周辺店舗への影響低減対策

バリケード設置

次は

『火災廃棄物の撤去』

その先に
市道規制解除や
現在地での事業再建

～官民連携で「何ができるか」「どのように後押しするか」の知恵を出し合う～

所有者への働きかけ

=オーナーの方々と話す機会などを通じて=

合意形成の重要性

迅速な対応のお願い

情報提供

法的規制対応等に
関する助言

地域を思う
支援の動き

支援プロジェクトの活用促進

=応援を提案されている方々の輪を広げながら=

周辺の衛生対策 (臭気対策
など)

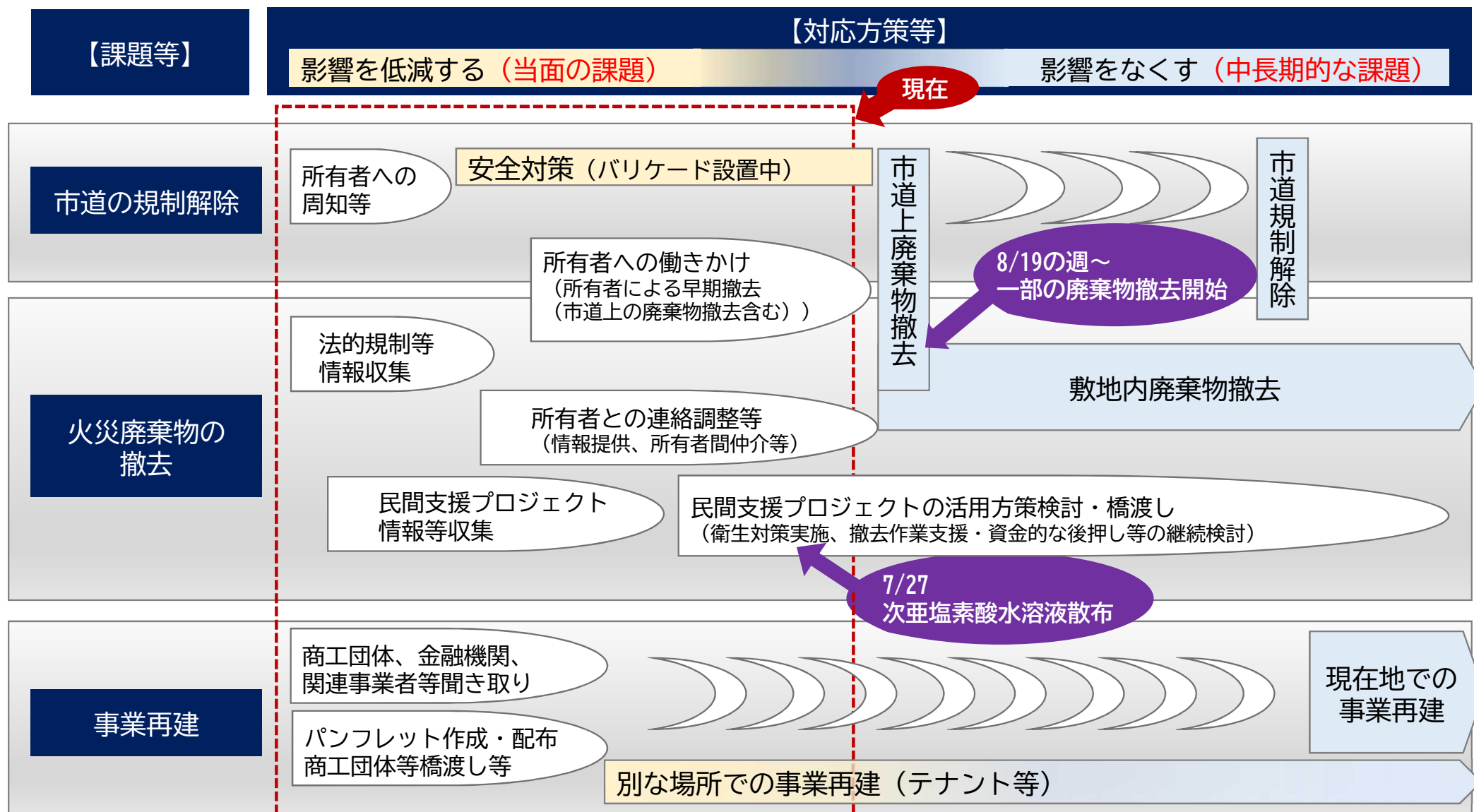
資金的な後押し (クラファン
など)

撤去作業支援 (許可業者の
手伝いなど)

ヒアリング等により
状況把握

- 不動産業者
- 損害保険会社
- 廃棄物処理業者
- 廃掃法所管部署
- ビルオーナー 等

現在の状況と今後の取組等 ※全体像イメージ



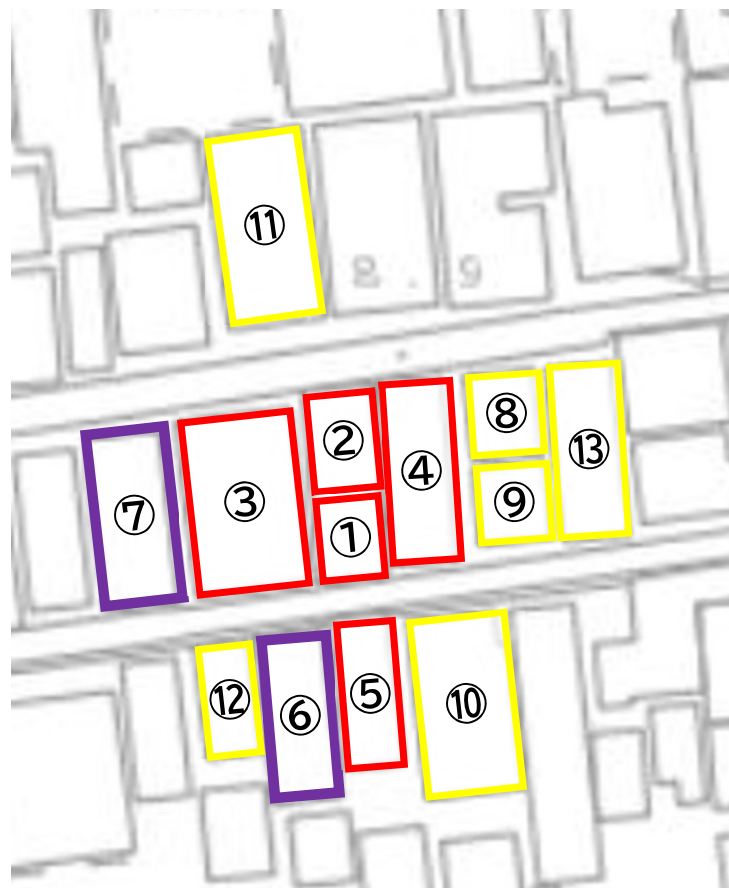
現在の状況と今後の取組等

※火災廃棄物の撤去に関する項目

項目	現在の状況と今後の取組等（検討や課題の状況等含む）		備考
所有者への働きかけ	所有者への働きかけ	火災廃棄物の早期撤去（市道上廃棄物含む）の働きかけ。 ✓ 7月に2回、タスクフォースの状況周知などと併せて実施済。→継続。	□ 一部の所有者が、8月中旬に（19日の週から）解体作業開始予定（まずは自社所有部分。準備が完了した他の所有者分と一体的に対応する可能性もあり）
	所有者との連絡調整等（情報提供、仲介等）	廃棄物処理に関する情報等を提供（法的手続、廃棄物処理関係企業団体の紹介など）。→継続。 また、連絡体制を構築し、仲介要請などに対応。→継続。 ✓ 7/25に、半焼以上の被害を受けた所有者全員（全焼5棟・半焼2棟の建物所有者）との連絡体制を構築。	
民間支援プロジェクトの活用促進	衛生対策	福島県中小企業家同友会いわき支部による次亜塩素酸水の散布。 ✓ 事前に、所有者に文書や電話で了解を求めること（必要に応じてテナントに説明することも含め、火災廃棄物の早期撤去を求める文書と一体的にお知らせするなど）や道路使用許可手続き等を実施・ ✓ 七夕まつり時の影響を考慮して7/27に次亜塩素酸水を散布。	□ 7/27は700ℓの次亜塩素酸水を作業員5名で高圧噴霧器を利用して散布
	撤去作業支援	法令上、「所有者から業務を請け負った、許認可を有する企業のもとで作業する」ことが条件であることを確認→所有者にお知らせする。	
	資金的な後押し（クラウドファンディングの検討等）	クラウドファンディングの条件等を整理。→実施可否も含めて継続検討。 ✓ 募集主体の検討（いわき駅前の中心市街地の活性化に関連している団体など） ✓ 利用サイトの情報を収集（商品やサービスのリターンが発生しない「寄附型のサイト」について手数料率（14％程度）や募集開始から入金までの期間（3か月以上）など）。 ✓ 現在の状況下で「廃棄物撤去」を対象事業とすることは条件的に厳しい（廃棄物撤去事業の主体・事業計画・実施時期・不足金額などが不明確な場合、クラファンのサイトを活用できない可能性が高い）。	□ クラウドファンディングは、対象を廃棄物撤去に限定せず、賑わいの回復・創出を目的とすることも含め、資金的な後押しの手法を検討予定

参考 火災被害の状況等

□：全焼、□：半焼、□：部分焼



ラトブ側

参考 衛生対策（次亜塩素酸水散布）の状況等

○日時等 7月27日（土）10:45-11:45（現地での作業）
 ※事前に次亜塩素酸水を製造し、現地まで軽トラック2台で運搬
 ○概要等 700ℓの次亜塩素酸水を作業員5名で高圧噴霧器を利用して散布

